

2 コラム等

- 1 18歳選挙権（東京都選挙管理委員会事務局）
- 2 ～集まれ！進め！東京交通少年団BAGS（バツグス）！～（警視庁交通部交通総務課）
- 3 首都大学東京における「現場体験型インターンシップ」
～講義と実習を通じて社会的・職業的自立を支援～（公立大学法人首都大学東京）
- 4 公立中学校の夜間学級（足立区立第四中学校夜間学級）
（足立区教育委員会学校教育部教育指導室）
- 5 文京区 STEP事業（文京区男女協働子育て支援部児童青少年課）
- 6 ひきこもり等の若者に対する自立支援（府中市子ども家庭部児童青少年課）
- 7 八王子市子ども若者サポート事業（八王子市子ども家庭部児童青少年課）
- 8 みんなでつくる「セーフコミュニティとしま」
～科学とコミュニティでつなぐ 安全・安心まちづくり～（豊島区子ども家庭部子ども課）
- 9 ～練馬区の取組～「ひまわり110番」への駆け込み訓練
（練馬区教育委員会事務局こども家庭部青少年課）
- 10 わが街企業パトロール隊～防犯活動を通じた企業の社会貢献！（大井防犯協会）
- 11 生徒自身による携帯電話・スマートフォン利用に関するルールづくり
（東大和市子ども生活部青少年課）
- 12 「あらかわの心」推進運動とは（荒川区子育て支援部児童青少年課）
- 13 ～立川市の取組～ 第3次 夢育て・たちかわ子ども21プラン
（立川市子ども家庭部子ども育成課）
- 14 世田谷区若者総合支援センター「メルクマールせたがや」
（世田谷区子ども・若者部若者支援担当課）

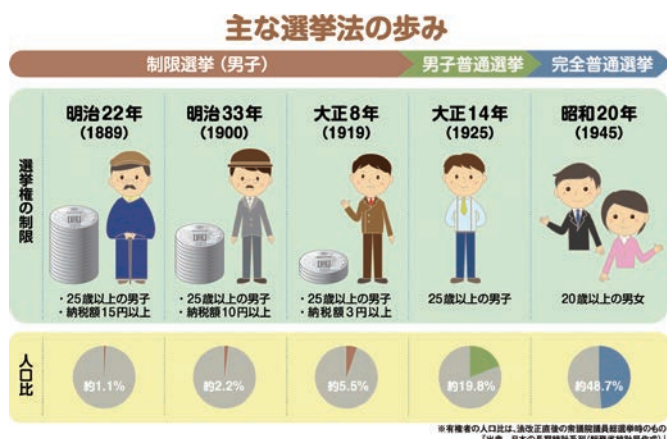
寄稿 日本の子どもと若者の貧困問題

首都大学東京都市教養学部人文・社会系教授 阿部 彩（第30期東京都青少年問題協議会委員）

コラム① 18歳選挙権

(東京都選挙管理委員会事務局)

- 平成27年6月に公職選挙法が改正され、20歳だった選挙権が18歳に引き下げられました。平成28年夏の参議院議員選挙から適用され、全国で約240万人、東京都で約24万人の有権者が増えると言われています。



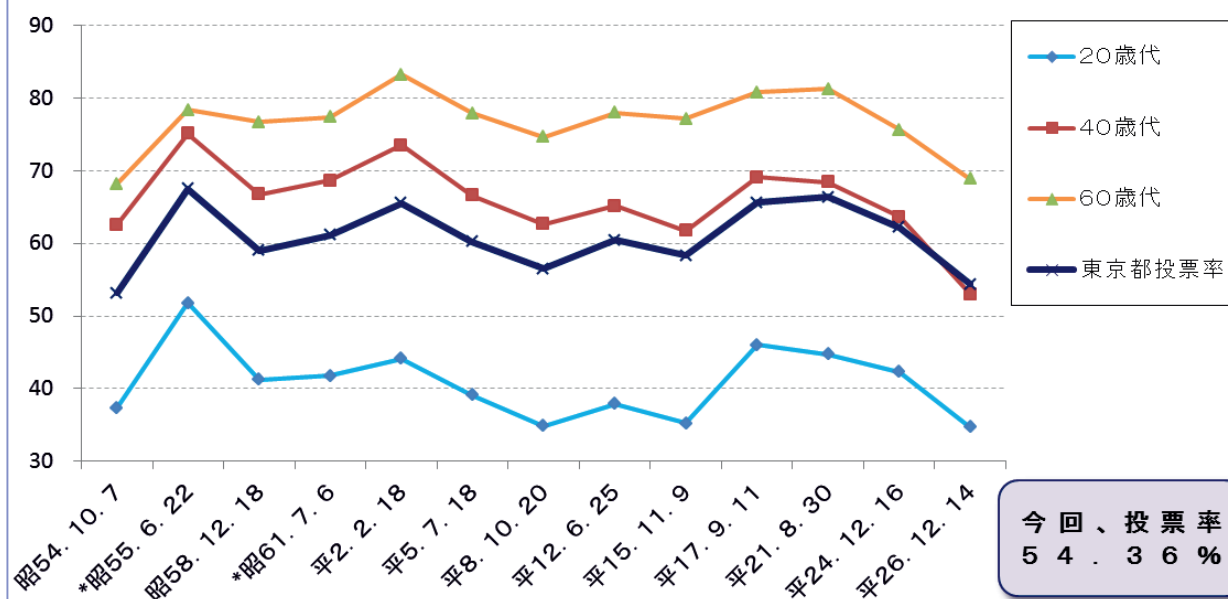
十八歳選挙権

- 選挙権は、明治以降男性の納税者のみに与えられていましたが、大正14年に25歳以上の男性となり、戦後20歳以上の男女となりました。今回の18歳選挙の法改正は、70年ぶりのとても大きな改正です。

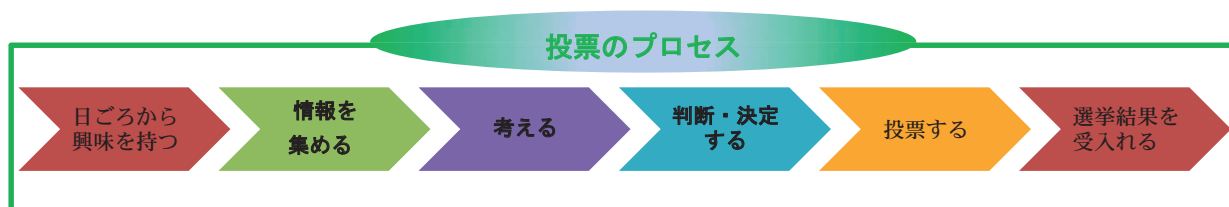
- 投票年齢の拡大が実現しましたが、現状では、残念ながら20歳代の投票率は全体に比べて20ポイントも低い状態にあります。

新たに選挙権を手にする若い人たちには、まずは政治へ関心を持ち、考えて投票するという行動を身に付けてほしいと思っています。

東京都の衆議院議員選挙の年代別投票率



*は衆参同日選挙



- 「候補者などの情報」は選挙公報・街頭演説・新聞やテレビなどで得られます。インターネットの選挙運動が解禁（平成 25 年から）になったことで、より大量に、簡単に、スピーディに情報を集めることができるようになりました。

「考え方・判断する基準」は投票する人によってさまざまで、「正解」はありません。

「だれに投票していいかわからない」「間違った判断をするのではないか心配」という若い人の声を聴くことがありますが、そのような心配は無用です。

「あなた自身が決めたその判断は正しく、すべからく肯定され尊重されるものです」

選挙管理委員会は、若い人たちにそう伝えています。臆することなく、自信をもって・・・。

- 今後は、高校在学中にも「選挙権がある」生徒と、「選挙権がまだない」生徒が同学年になるようになります。政治について考える授業や、選挙管理委員会の出前授業・模擬選挙などを通じて、選挙や政治と私たちの暮らしがつながっていることを感じてほしいと思っています。

コラム② ～集まれ！進め！東京交通少年団BAGS(バグス)！～

(警視庁交通部交通総務課)

- 様々な活動体験により、子供・若者の自己肯定感や規範意識が高まるとの調査結果があり、また、近年、若い世代によるボランティア活動がクローズアップされています。ここでは、都内の各地域でボランティア活動を行う「東京交通少年団BAGS」をご紹介します。
- 東京交通少年団BAGSは、都内の各警察署、地域交通安全協会を単位に、昭和49年3月に結成された地域交通少年団の総称です。平成27年5月現在、98の地域交通少年団が組織され、3,000人を超える団員が様々な活動をしており、小学校3年生から6年生がその中心となっています。
- 活動は、警察官や交通ボランティアの交通少年団指導者の下、基本練習（個人及び集団行動訓練）、交通安全教室や交通安全キャンペーンへの参加、道路環境清掃、防犯や防災に関する社会貢献活動のほか、スポーツやレクリエーション活動など、幅広く活動しています。中には、鼓笛隊が組織されている交通少年団もあります。



- 東京交通少年団BAGSは、様々な活動を通して周囲の人々に交通安全や防犯、防災を呼びかけながら、団員自身が交通ルールやマナーを守り、思いやりを持った社会人に育つことを目指して日々活動しています。皆さんも、街角で見かけた際は声を掛けてみてください。また、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。

※ 「BAGS（バグス）」は、Boys And Girls for Safety（ボーイズアンドガールズフォーセーフティー）（様々な安全のために活動する少年少女たちの意）のそれぞれの頭文字をとった略称であり、東京交通少年団のキャッチフレーズです。

コラム③ 首都大学東京における「現場体験型インターンシップ」

～講義と実習を通じて社会的・職業的自立を支援～

(公立大学法人首都大学東京)

- インターンシップというと、就職活動を控えた大学３年次に展開されるものが一般的ですが、首都大学東京では、大学生活の早い時期に実施する「現場体験型インターンシップ」という取組を行っています。
- １年次から履修可能なキャリア教育の体験型科目で、毎年４００名前後の１、２年生が履修し、夏休み期間中に５～１０日間の現場実習を体験します。実習先は東京都庁、東京都関係団体、区・市役所、企業など約２８０か所に及びます。
- 実習開始前には、全３回の事前学習により実習先の事前調査を行い、調査結果に基づいた実習目標を設定します。実習終了後には、事後学習として成果報告書を作成するとともに、グループワーク形式の成果報告会も活用し、実習で得たことや気付いたこと、実習目標の達成状況などについて、整理して振り返ります。
- 低学年からの大都市における現場体験を通じて、様々な社会の課題や自分自身の課題について認識を深め、課題に主体的に取り組む能力、社会人として必要な基礎的コミュニケーション能力などを、自ら養成することを目指します。



【現場体験型インターンシッププログラム概要】

①事前学習（全３回：４月～７月）／コースワーク

- 第１回（４月）：プログラムの目的、事前調査方法
- 第２回（６月）：事前調査結果のグループワーク
- 第３回（７月）：社会人マナー、成果報告書の執筆方法

②現場体験型実習（８月～９月）／フィールドワーク

大都市における現場実習（実習先：東京都庁、東京都関係団体、区・市役所、企業）

③事後学習（８月～９月）／テキストワーク

成果報告書の作成、成果報告会

コラム④ 公立中学校の夜間学級（足立区立第四中学校夜間学級）

（足立区教育委員会学校教育部教育指導室）

- 公立中学校の夜間学級は、義務教育を修了できなかった方々のための学級として生まれました。東京都の夜間学級は「小学校、中学校を卒業していない」「都内在住、または在勤」「15歳以上」の方を入学対象としています。現在全国8都府県に31校、うち都内には8校が設置されています。
- 足立区立第四中学校夜間学級は、戦後の混乱等の様々な理由により義務教育を修了できなかった方々のために、昭和26年（1951年）に都内で初めて設置されました。
本校の特色として、日本語を話すこと・書くことが十分にはできない方のために、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための「日本語学級」があり、一部の教科の学習を日本語の勉強に充てるなど、習熟度に応じた取組を行っています。
- 現在の生徒は76名で、そのうち日本国籍の生徒が21名、外国籍の生徒が55名で、年齢も15歳から85歳までと、幅広い異年齢集団での学習活動が行われています。
- 様々な事情から中学校に通えなかった方や、海外から日本に来て、学校制度の違いで義務教育を受けていない方など、年齢や国籍だけでなくこれまでの人生経験も多種多様な生徒たちが、上級学校への進学や就職を視野に、これからの日本社会でよりよく生活することができるようになることを目指して、お互いに励まし合いながら、勉強だけでなく多くのことを学び合っています。



コラム⑤ 文京区 STEP事業

(文京区男女協働子育て支援部児童青少年課)

- 半年以上、就学・就労等の社会参加ができず、家族以外の人間関係がないひきこもり状態にある若者(15～39歳)は、文京区に約1,300名存在すると推計されます。文京区では、このような若者が自立するため、「STEP」(Support 支援 / Talk 相談 / Experience 経験 / Place 居場所)を実施しています。
- 「STEP」では、区内に活動拠点を置く「(公社)青少年健康センター茗荷谷クラブ」への委託により、本人やその家族の状況に合わせた総合的な支援体制を構築し、相談事業や社会参加事業など段階的なプログラムを実施します。
- また、庁内関係部署(青少年／福祉／保健衛生／教育)や関係機関(社会福祉協議会／民生・児童委員／東京しごとセンター等)で構成する「関係機関連絡会」を中心に、相談から就労の定着化まで、ひきこもり状態の若者に対する切れ目のない支援を実施しています。

文京区 ひきこもりの方の社会への一步を支援します

STEP
Support / 支援 Talk / 相談 Experience / 経験 Place / 居場所

★ひきこもり状態から抜け出したい！
★相談したいけれど誰にすればいいの？
★ひきこもりの子どもはどう接したらいいの？

まずはご相談
ください

★人と関わる自信がついた！
★相談して何をすべきかわかった！
★子どものキモチが理解できた！

切れ目ない支援体制があります
関係機関連絡会を開催

専門的な相談ができます
電話／来所／メール／訪問
経験豊かな臨床心理士等が対応します
茗荷谷クラブ ☎(3941)1613

社会参加の準備をサポートします
ステップUPプログラム

自宅以外の居場所ができます
フリースペース
自宅以外にぶらっと行ける場所を
作ってみませんか？

ひきこもり等の状態にある区内在住の39歳以下の若者とその家族等を支援します。

講演会&個別相談会 ～実践的ひきこもり対策講座～
ご家族の方の一步も支援します

第1回 「ひきこもる心」を理解し、本人が再び社会との接点を持つ為に必要なことは何か、講演します。
第2回 講演の後、斎藤氏が直接ひきこもりに関する皆様のお悩みに丁寧にお答えします。他の家族へのアドバイスを聞くことで、理解がより深まります。
第1回、2回ともに臨床心理士による個別相談会を実施します。(1組45分程度)

第1回 平成27年 7月18日(土) 午前10時～正午 (個別相談会は午後0時10分～午後1時45分)
第2回 平成27年 11月21日(土)

会場 シビックセンター4階シルバーホール、または地域活動センター

申込方法：電話またはFAX (FAXの場合は住所、氏名、連絡先を明記)
申込先：茗荷谷クラブ ☎ FAX(3941)1613
定員：(両80名 (都8名 (先着順) 参加費：無料 (区内在住者以外3,000円)
申込開始：第1回：7月1日(水) 第2回：11月2日(月)
※講演会・個別相談会いずれかの参加も可。

講師 斎藤 環 氏
筑波大学教授、医学博士、
青少年健康センター参与・精神科医
著書：「社会的ひきこもり」
「ひきこもりはなぜ治るのか」等

茶話会 ～家族のひきこもりでお困りの方～
家族のひきこもりでお困りの方同士の情報交換や、
家族への望ましい接し方、サポートの手法などを体験型で学ぶことが
できます。

2ヶ月に1回程度 定期的に開催!

会場 文京シビックセンター内 会議室
または跡見学園女子大学
“ATOMIさくらルーム”
(地図は右図を参照)

申込方法：電話またはFAX (FAXの場合は住所、氏名、連絡先を明記)
申込先：茗荷谷クラブ ☎ FAX(3941)1613
定員：20名 (随時受け付けをしております。お問い合わせください。)
参加費：無料 (区内在住者以外3,000円)

お申込・ご相談・支援メニューの詳細は ▶ **茗荷谷クラブ ☎(3941)1613**

その他問合せ ▶ **文京区児童青少年課青少年係 ☎(5803)1186**

印刷物番号：D0115012

コラム⑥ ひきこもり等の若者に対する自立支援

(府中市子ども家庭部児童青少年課)

- 本市では、ひきこもり等でお悩みをお持ちのご本人やご家族に対する支援として、専門家の方による講演会や家族ゼミを実施しています。
- 家族ゼミとは、ひきこもり等で悩みをお持ちのご本人やご家族などを対象としたセミナーと個別相談会を合わせた名称です。



- セミナーは座学とワークを取り入れた形式で、ひきこもり等の支援に対する専門的な知識やノウハウを持つNPO法人に運営を委託して実施し、「わが子を外につなげる作戦」、「わが子に伝わる伝え方」、「わが子を外につなげるために親だけでできること、しておくこと」など、3回を通して1つの講座として実施しています。

- また、セミナー終了後には、希望者に対して個別相談会を実施しています。この相談会では当事者の個別事情を伺いながら適切な助言や次のステップへの案内として地域若者サポートステーション等へつなぐなど、ひきこもり等の問題を抱える方に対する支援の入り口としての役割を果たしています。

- 家族ゼミに参加された方のアンケートによると、約半数の方が6年以上学校や仕事から離れてしまっているという回答結果が出ています。また、保護者全体の傾向として、新しいことを試そうと思っている方も多くいらっしゃる一方で、自分自身の責任を感じながらストレスを抱えつつ前向きに取り組もうと努力されている状況も伺えます。



- この家族ゼミを通じて、参加者（保護者）の方がひきこもり等の状態にある当事者に対して、どのように接すれば良いのかというヒントを得ていただき、また、次に必要な相談機関等へ適切につなぐことができるような事業にしていきたいと思います。

コラム⑦ 八王子市子ども若者サポート事業

(八王子市子ども家庭部児童青少年課)

- 平成 21 年、東京都が非行等様々な悩みや問題を抱える青少年を地域で支える事業として「区市町村青少年立ち直り支援モデル事業」を立ち上げました。そして、八王子市がそのモデル地域の一つとして委託を受け、取組が始まりました。
- 具体的には、八王子地区保護司会で相談窓口「青少年サポートネット・はちおうじ」を開設し、相談等に応じ、非行など、様々な悩みや問題を抱えたり、居場所を失ったりしている青少年を支援しています。
- また、専門的見地から支援に関わる提言などを行っていくため、市の関係部署や東京保護観察所立川支部、ハローワーク八王子、八王子・高尾・南大沢警察署、東京都八王子児童相談所、八王子地区保護司会、八王子BBS会など関係機関・団体で構成する「八王子市子ども若者サポート事業連絡協議会」を設置し、情報の共有化を図っています。
- さらに、地域の青少年育成指導員や青少年対策地区委員、町会・自治会員、各小・中学校などと連携し、非行に陥りやすい児童・生徒の見守り等に努めています。



青少年立ち直り支援事業「落書き消し活動」

コラム⑧ みんなでつくる「セーフコミュニティとしま」 ～科学とコミュニティでつなぐ 安全・安心まちづくり～

（豊島区子ども家庭部子ども課）



○ セーフコミュニティとは、「WHO 地域の安全向上のための協働センター」が推進する、安全・安心まちづくりの国際認証制度です。2015年2月現在、世界の349都市が認証を取得しています。

○ 2012年11月、豊島区は世界で296番目、日本で5番目、東京では初めて、この国際認証を取得しました。また、同時に区立朋有小学校が、世界で103番目、日本で3番目となる「インターナショナル・セーフスクール」の国際認証を取得しました。

○ 「けがや事故等は、決して偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防できる」という考え方のもと、活動の推進母体である「推進協議会」、重点課題に対応する10の対策委員会、これら2つの組織の活動をデータ収集・分析の側面からサポートする「外傷サーベイランス委員会」を設置し、生活の安全と健康の質を高めていくまちづくり活動を推進しています。

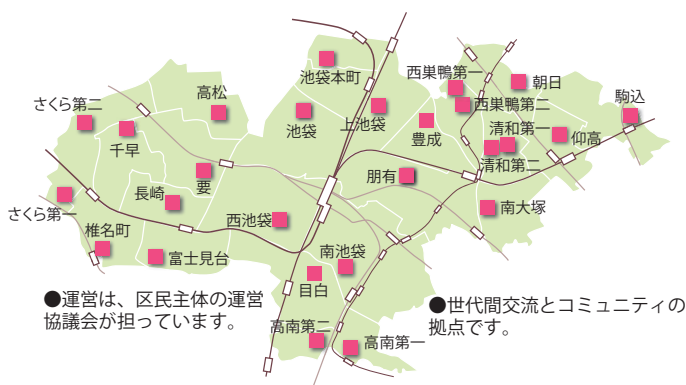
○ また、高密都市である豊島区では、区内全ての小学校区に設置した地域コミュニティの拠点「地域区民ひろば」を、セーフコミュニティの活動拠点としています。ほとんどの「区民ひろば」に地域の団体や利用者による運営協議会が設置され、乳幼児から高齢者までの世代交流の場として、「介護・転倒予防」「子どもの安全」「交通安全」「防災・防犯」など多くの事業を実施しています。さらに「区民ひろば」のセーフコミュニティ活動とセーフスクール活動が連携しながら、大きな効果を生み出しています。

重点課題に対応する 対策委員会

豊島区セーフコミュニティ推進協議会

子どものけが・事故予防	高齢者の安全	障害者の安全	自転車利用の安全	繁華街の安全	学校の安全（セーフスクール）	地震災害の防止	児童虐待の防止	ドメスティック・バイオレンスの防止	自殺・うつ病の予防
-------------	--------	--------	----------	--------	----------------	---------	---------	-------------------	-----------

小学校区単位の 地域区民ひろば



コラム⑨ ～練馬区の実践～「ひまわり 110 番」への駆け込み訓練

（練馬区教育委員会事務局こども家庭部青少年課）

- 児童・生徒が安心して登下校できるよう、通学路の安全の確保が求められます。地域における子供の安全対策の取組を紹介します。
- 警視庁の呼びかけで、多くの自治体で児童の駆け込み先として「子供 110 番の家」の登録制度が設けられています。練馬区では、これを「ひまわり 110 番」と呼称し、黄色地にひまわりのイラストのステッカーで表示しています。区立小学校の PTA などが通学路を点検しながら、周辺の住民や店舗などに協力を呼びかけ、区立小学校 65 校で 5,326 か所（平成 27 年 7 月末現在）が登録されています。
- 平成 26 年 9 月、区立豊玉東小学校とその周辺で、児童が通学路などで犯罪に巻き込まれることを防ぐため、「ひまわり 110 番」やコンビニへの駆け込み訓練を実施しました。



- 訓練では、児童が「ひまわり 110 番」の家や店舗・コンビニに近づくと、不審者役の PTA などが「お菓子をあげるよ」などと声をかけ連れ去ろうとしました。腕をつかまれそうになると、児童は防犯ブザーを鳴らし、「助けて」と叫びながらステッカーのある民家に駆け込みました。練馬警察署の協力により、あるコンビニでは、実際に 110 番通報し、パトカーが現場に到着しました。児童は、興奮した面持ちで本物の警察官の質問に答えていました。

コラム⑩ わが街企業パトロール隊～防犯活動を通じた企業の社会貢献！

(大井防犯協会)

- 「CSR」をご存知でしょうか。Corporate Social Responsibility の略で、企業が社会の一員として果たすべき様々な責任、と説明されます。CSRには様々な取組がありますが、ここでは防犯をテーマとした防犯CSRの例をご紹介します。
- 企業として防犯活動を通じて地域に貢献したい——。「我が街企業パトロール隊」は、そんな思いから、平成 18 年、大井警察署の管轄エリアにある地元企業 14 社が集まって結成され、大井防犯協会の一員として、各町会のボランティアと一緒に活動をしています。
- 活動は、各社月に 1 回、小学校の下校時間帯に合わせて 1 時間 30 分～2 時間ぐらいかけて大井防犯協会が購入した「青パト」（青色防犯パトロールカー）で巡回します。巡回するコースは表通りではなく、空き巣や引ったくり、不審者が潜みやすい裏通りです。パトロール中、不審者を発見すると、スピードを落としてクルマの窓から様子を見たり、ちょっと時間を置いてまた見回ったりしています。



- 青パト活動中、子供達に会うと手を振る、あいさつを交わすといったコミュニケーションが生まれたほか、街全体の防犯意識も高まったとのこと。子供の安全は学校、家庭だけでなく、企業も含めた社会全体で取り組むことが求められます。

コラム⑪ 生徒自身による携帯電話・スマートフォン利用に関するルールづくり

(東大和市子ども生活部青少年課)

- 平成 25 年度に東京都が実施した、「インターネット・携帯電話利用に関する調査報告書」では、都内中学生の約 76%が携帯電話を保有し、うち約 45%はスマートフォンを利用し、中学生の約 18%がインターネット等のトラブルの経験があると報告されています。
- 東大和市では、平成 26 年 1 月に市立中学校全 5 校の生徒会役員約 30 人が集まり「携帯電話・スマートフォン利用に関する東大和市立中学校連合生徒会宣言」をまとめました。各校が持ち寄った案をもとに議論を重ね、以下の 3 つを宣言としてとりまとめました。

「携帯電話・スマートフォン利用に関する東大和市立中学校連合生徒会宣言」

- 一. 「自分の行動に責任をもちます」
- 一. 「正しいマナーを身に付け相手を中傷することないよう気を付けます」
- 一. 「相談できる人をつくります」

- この連合生徒会宣言を受け、各校の生徒会が自校における具体的なルールをつくりました。
現在、各校では、毎年取組内容を工夫するとともにルールの見直し等を行っています。

- 自主ルールづくりでは、生徒一人一人が関わることで、自分の生活を振り返り、携帯電話やスマートフォンの適切な利用の仕方について、自分で判断し、決定する力を身に付けていくことをねらっています。



- このような取組を通して、インターネットを安全に、そして、適切に活用し、ネット上のトラブルの被害者にも加害者にもならない青少年を育てていきたいと考えています。

コラム⑫ 「あらかわの心」推進運動とは

(荒川区子育て支援部児童青少年課)

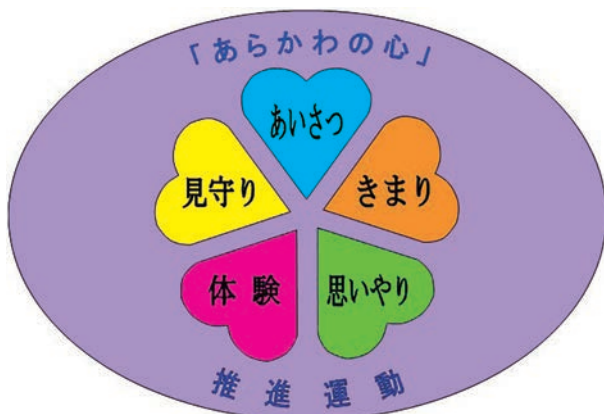
- 荒川区には「郷土と地域を愛する心」「人を思いやる温かく優しい心」が受け継がれています。私たちはこの「あらかわの心」一具体的には、挨拶の励行や相手への思いやりといった社会規範や倫理観一を醸成し、次代を担う子どもに受け継いでいくため、区民すべての運動として実践しています。
- その活動の対象は、子どもから大人までの全区民ですが、大人の行動が子どもに大きな影響を与えることから、特に大人へ向けて普及・啓発を図っています。本運動では、大人へ向けた呼びかけとして『3つの視点』を掲げました。また、子どもと一緒に行動する具体的な取り組みとして『心をつなぐ5つの取り組み』を推進しています。
- 大人が自ら認識し実践することによって青少年の心を育もうと呼びかける、「あらかわの心」推進運動は、平成27年で活動開始10周年を迎えました。
- 次代の担い手である子どもに「未来を信じて夢を育んでほしい」「希望に向かって努力する人間に成長してほしい」と願いつつ、子どもの明るい未来のために、私たち大人が様々な実践を通して、次世代に繋いでいけるよう、引き続き精力的に普及・啓発活動に取り組んでいきます。

＜3つの視点＞

- ・まず大人が行動する
- ・大人が子どもと一緒に行動する
- ・地域ぐるみで子どもを見守り育てる

＜心をつなぐ5つの取り組み＞

- ・笑顔であいさつをしよう
- ・きまりを守ろう
- ・思いやりをもとう
- ・いろいろな体験をしよう
- ・見守り、声をかけよう



「あらかわの心」推進運動
シンボルマーク



朝のひと声運動を実施

コラム⑬ ～立川市の取組～第3次 夢育て・たちかわ子ども21プラン

(立川市子ども家庭部子ども育成課)

- 立川市の子どもと子育てに関する総合計画「夢育て・たちかわ子ども21プラン」は、平成15年度の第1次プランの検討開始時から子どもたち自身が計画づくりに参加しており、その会議等で子どもが意見を表明する場を保障していること、また「子育て」だけでなく、「子ども自身の育つ力＝子育て」を支援する視点を計画のベースに据えていることが特徴です。また、子どもの支援を単に幼少期の子育て支援と考えず、小・中学生、高校生や若者への支援、親や家庭への支援、地域の方々の活動なども含めて考えることによって、子育て支援をまちづくり、地域づくりへつなげたいとの市民の思いから、プランの基本理念として「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」を掲げています。
- プランの策定に当たっては、公募によるおとなと、中学・高校生の子どもの委員を含む「夢育て・たちかわ子ども21プラン推進協議会」を組織し、プランの進捗管理や検証、素案づくりなどを行ってきました。27年度からの5年間を計画期間とする第3次プランにおいては、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画のほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画など、子ども・子育てに関連する6つの計画を内包する総合計画として、行政による支援とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力し、市民と行政が一体となって子ども・子育て支援を推進することとしています。
- 同プラン推進協議会に出席した子どもの委員からは、おとなの委員の中で発言できることの誇らしさや緊張感、また、地域の子どもの意見を伝えようとする意気込みなど、新鮮な気持ちが伝わってきました。また、「異なる世代の多くの人の考え方に触れ、視野が広がった」などの感想や、個別の事業への子どもの視点からの提案など、さまざまな意見が出されました。
- 27年6月の立川市議会において「立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例」が可決されたことにより、同プラン推進協議会に替わり、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て会議が新たに発足することになりました。子どもの委員の位置付けは条例本文中に明文化され、子ども・子育て分野における子どもの市政への参加が、法的に保障されることになりました。



夢育て・たちかわ子ども21プランのシンボルマーク

コラム⑭ 世田谷区若者総合支援センター「メルクマールせたがや」

(世田谷区子ども・若者部若者支援担当課)

- 「メルクマールせたがや」では、ひきこもり等の様々な理由から社会との接点を持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさや困難を抱えた若者に対して、臨床心理士による面談や活動ルームでの居場所活動、家族セミナー等を実施しています。
- 「メルクマールせたがや」にはチャンス、チャレンジ、チャンネルの3つの「チャ」があります。チャンスは「メルクマールせたがや」を通して、自立に向けた機会を得られます。チャレンジは自立に向けての様々な試行錯誤や挑戦を応援いたします。チャンネルは人と人とのつながりや、社会とのつながりを目指します。
- また、同施設内にある就労支援機関である「せたがや若者サポートステーション」や「ヤングワークせたがや」と連携し、『世田谷若者総合支援センター』として一体的に若者の自立や就職をサポートしています。

<施設概要>

- 受付時間：月曜日～土曜日 午前10時～午後6時
- 場 所：世田谷ものづくり学校 3階
(世田谷区池尻2丁目)
- 交 通：東急田園都市線三軒茶屋駅 徒歩15分
- 対 象：中高生世代から39歳までの世田谷区民の方
とご家族
- 事業内容：(1) 個別相談(来所、訪問)
(2) 居場所の運営
(3) 各種セミナー、家族会の開催
(4) その他



メルクマールせたがや

CHANCE・CHALLENGE・CHANNEL



首都大学東京都市教養学部 人文・社会系教授 阿部 彩
(第30期東京都青少年問題協議会委員)

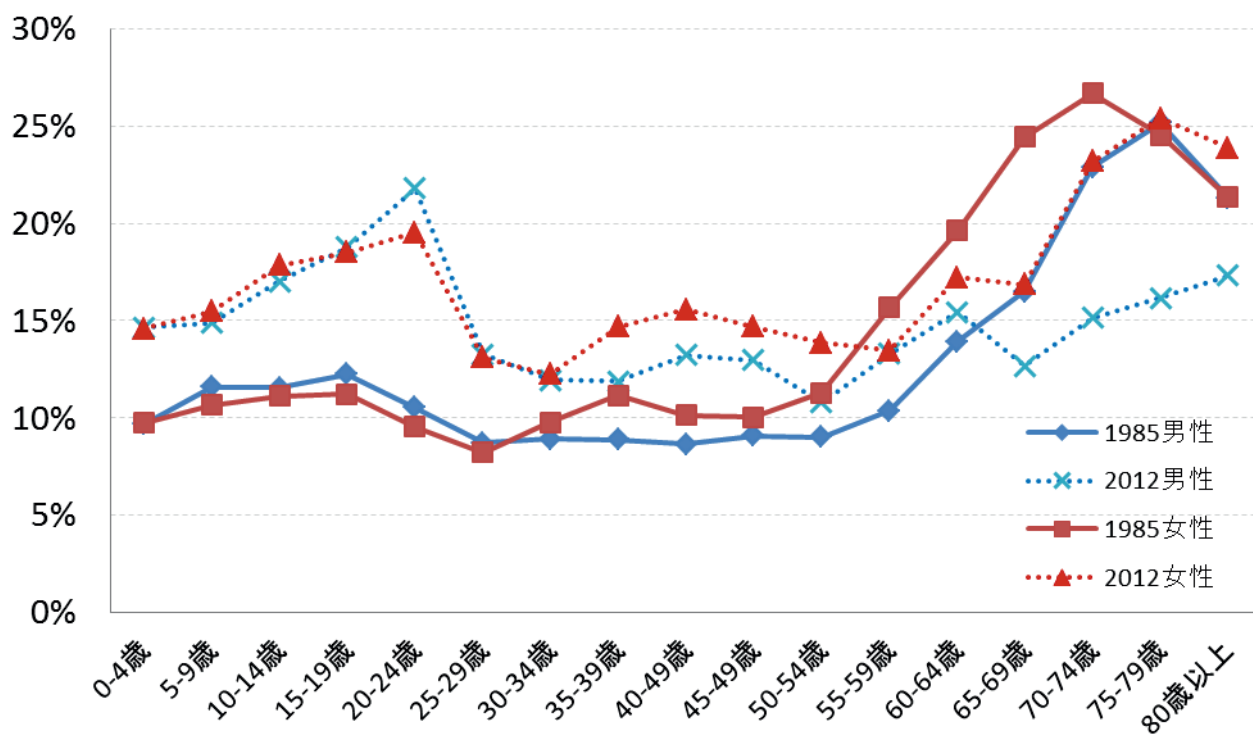
- 長い間、日本においては、子どもや若者と「貧困」は無関係のものと思われてきた。そして、不登校・中途退学、引きこもり、非行・犯罪、いじめ、ニートといった子どもが遭遇する社会問題は、家庭の経済問題とは関連づけられて議論されてこなかった。しかし、欧米においては、経済的困難、すなわち貧困と、これらの社会問題とは密接な関係があることが古くから知られており、かつての日本においても、この関連性は論じられていた。それが、まったく論じられなくなったのは、戦後の著しい経済発展によって日本における「貧困」は解消されたという認識が広まったからである。
- 貧困を、食べる物にもこと欠け栄養不良である、家がなく路上で寝起きしている、といったような状態と考えれば、確かに、現代日本における貧困は非常に少ないレベルに達している(しかし、皆無ではない)。このような貧困の概念は「絶対的貧困」と呼ばれている。しかし、いま、先進諸国において用いられる貧困の定義は「相対的貧困」といわれるものである。「相対的貧困」とは、その時代の社会において、通常、「当たり前」として享受されている生活水準がおくれないことを指す。例えば、日本では、大多数の子どもは高校まで学校に行き、家ではカレーライスや焼きそばを食べ、学校で指定された体操着やリコーダーなどを持っており、友達と公園で遊んだり、スポーツをするといった生活をしている。このような、一般的な生活さえおくれなない状態が相対的貧困である。例えば、夕食はカップラーメン1つだけ、家賃や公共料金の支払いを滞納しており、立退きを迫られていたり、ガスや電気が止められることがある、家の生活費を稼ぐために高校を中退する、といったような事例が相対的貧困に相当する。OECDは、このような「社会の当たり前」の生活ができない確率が高まるのが、所得で見ると社会の標準(中央値)の半分以下であるとして、中央値の50%を貧困基準と設定している。2012年の日本の貧困基準は、手取り所得244万円(4人世帯の場合)であり、この所得以下の世帯に属する子どもは相対的貧困状態にあると定義される(厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査 結果の概況」2014.)。
- 相対的貧困の中で育つことは、子ども・若者の生活の隅々までに影響を及ぼし、子どもの可能性を窄める。一番顕著にこれが表れるのが学力であり、子どもの学力は親の所得ときれいに相関する。親の所得が高いほど、学力が高いのである。また、相対的貧困の世帯に育つ子ども・若者は、そうでない子どもに比べ、栄養的に偏りがあり、健康状態が悪い確率が高い。住宅が劣悪なことも多く、家庭における本や知育玩具なども少ない。また、クラブ活動やスポーツに参加する機会も少なく、友人関係にも支障を生じている場合もある。酷い場合には、いじめにあったり、まったく話す友だちがいないなど孤立している割合も多くなる。不登校になる可能性も高い。
- そればかりではない。相対的貧困の最も恐ろしい点は、その状況にある人々の内面、自己肯定感に影響するところである。貧困の状態にある子どもは、そうでない子どもに比べ、「将来の夢がない」と答える割合が高く、「自分は価値のある人間だ」と思う割合が低い。

○ このような状況の中、不登校・中途退学、引きこもり、非行・犯罪、いじめ、ニートといった問題が、貧困層の子どもにより多く発生することは、本計画を取りまとめた東京都青少年問題協議会専門部会でもたびたび指摘されている。

○ 誤解のないように補足すると、貧困とその他の子どもの社会問題に関連があるということは、このような問題をかかえる子どものすべてが貧困であるということではなく、また、貧困の子どもすべてがこのような問題を抱えているというわけでもない。しかし、問題はリスクである。貧困である子どもは、そうでない子どもに比べ、確実に、このような社会問題を抱える確率が高い。

○ 過去30年間の相対的貧困率の推移を見ると、20-24歳、15-19歳といった子ども・若者層の貧困率が大きく上昇している（図）。男性においては、すでにライフコースの中で最も貧困率が高いのは、20-24歳となっている。1980年代から2010年代の30年間に於いて、リスク要因という意味においての子どもの貧困は激増しており、それが、現在の子ども・若者の社会問題をより複雑かつ深刻なものにしている。子ども・若者問題の抜本的な対策のためには、リスクを縮小する、すなわち子ども・若者の貧困を減少させるという観点からの取組も不可欠である。

（図） 相対的貧困率：性別、年齢層別（1985, 2012）



出所：厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究（研究代表者：阿部彩） 平成26年報告書」